

【筑紫中央高等学校定時制の生徒として守るべきこと】

筑紫中央高等学校定時制生徒として、日本国憲法、国内の法律、福岡県の条例を守ること。法や条例に抵触する行為は懲戒処分を行う。

懲戒とは、訓告、停学、退学である。

- (1) 訓告は、保護者同伴で登校し反省書の提出をする。
- (2) 停学は休日・祝日を除き、原則学校で謹慎し、反省課題を遂行する。

以下は懲戒処分の対象となる一例である。

- ・麻薬・覚醒剤・シンナー等禁止薬物の所持、使用、売買
- ・いじめ
- ・暴走行為および暴走グループへの所属
- ・20歳未満の飲酒・喫煙
- ・暴力行為およびそれへの加担
- ・万引き
- ・金銭ならびに物品の強要
- ・脅迫行為
- ・凶器ならびにこれに類する物品等を所持する行為
- ・無免許運転

【筑紫中央高等学校定時制の生徒として守って欲しいルールやマナー】

以下は本校の生徒として、守ってほしいルールやマナーである。第1条から第10条および長期休業中の生徒心得に規定された事項に抵触する行為を行った場合は、学校長の判断により懲戒処分を行うことがある。

第1条 公共物の使用

- (1) 公共物は大切に使用し、故意もしくは過失によって毀損することのないように心掛ける。
- (2) 公共物を毀損したときは速やかに学校へ報告する。

第2条 携帯電話・ICT機器の使用

- (1) 授業中の使用については、教科担当の先生の指示に従う。
- (2) WebやSNS等において、以下のような使用をしてはならない。
 - ・他人の個人情報や写真・動画を無断で掲載する。
 - ・校内と特定できる写真・動画を掲載する。
 - ・校内外を問わず悪ふざけなどの不適切な行為、盗撮など道徳に欠ける行為を撮影する、また掲載する。
 - ・他人を不快にする書き込み、誹謗中傷の書き込みを行う。
 - ・犯罪の予告又は犯罪に関わっていることが推測される書き込みを行う。

第3条 考查中の不正行為

考查における不正行為は該当教科を0点とする。

第4条 喫煙に関する行為

- (1) 本校敷地内では喫煙してはならない。
- (2) 20歳未満の生徒の喫煙具（タバコ、ライター等）の所持および、喫煙場所に同席してはならない。
- (3) 20歳未満の生徒に対して、20歳以上の生徒が喫煙を促してはならない。

第5条 酒気帯び登校の禁止

20歳以上の生徒であっても酒気を帯びて登校してはならない。

第6条 校内での駐車・駐輪

- (1) 通学に自動車・自動二輪車・原動機付自転車および自転車を利用する者は、所定の様式で申請し許可を受ける。
- (2) 不正改造車両やマフラー等の大音量を伴う車両での登校、また音楽を大音量で鳴らしてはならない。
- (3) 通学許可は毎年更新するものとする。

第7条 部外者の同伴

部外者を校内に同伴する場合は事前に許可を得るか、事務室にて所定の手続きを行う。

第8条 事故報告

校内・校外を問わず、傷害もしくは物損を伴う事故を体験した者は、所定の様式の事故報告書を提出する。

第9条 学校活動時間帯の外出について

学校活動時間帯の校外への外出は許可を得る。

第10条 学校の秩序を乱す、周囲の人を侮辱・不快にする発言や行為

授業妨害等で学校の秩序を乱したり、周囲の人を侮辱したり、不快にするような発言や行為は慎む。